

**飯舘から始まる森林再生と未来志向型農業体系（木質バイオマス施設）  
緊急整備事業実施主体の募集について**

**実施要領**

飯舘村では新エネルギー関連産業振興・農林業活性化事業の一環として、国の復興支援制度である福島再生加速化交付金を活用することにより、木質バイオマス発電施設等を整備する事業者を公募により募集し支援します。

**1. 公募の名称**

飯舘から始まる森林再生と未来志向型農業体系（木質バイオマス施設）緊急整備事業

**2. 公募の方式**

公募型プロポーザル競技方式

**3. 公募の主催者**

飯舘村

事務局 福島県相馬郡飯舘村産業振興課農政第二係

（本庁）〒960-1892 福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢 580 番地 1

電話番号（直通）0244-42-1625

FAX 0244-42-1600

**4. 趣旨**

目的：当該公募は、飯舘から始まる森林再生と未来志向型農業体系（木質バイオマス施設）を整備するにあたり、「いいたて までのいな復興計画」（第5版）に基づき、ネットワーク型の新しいむらづくりを基本理念の基、村民に寄り添い、村の再生や森林再生、村民の生活・生業の再生として、村を支える新たな産業を進めるものである。

課題：飯舘村をはじめとする福島県内の森林は、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が生じ、従来、燃料チップ・堆肥・敷材として流通・利用されていたバーク（樹皮等）の利用が停滞している他、村内をはじめとする被災12市町村においては間伐材についても状況は同様であり、間伐後、林地に残される材が多い。一方で、地球規模では温室効果ガス排出量は、我が国全体の排出量の約3%を占めているな

ど、更なる低炭素化を目指す必要があるとされている。こうした背景を考慮し、飯舘村では「飯舘から始まる森林再生と未来志向型農業体系」を目指し、木質バイオマス発電を新たに整備することで、森林資源を最大限に活用し、村内をはじめ、県内の林業再生のモデルとして総合的な取り組みを進める方針である。立地場所の候補地として、蕨平地区にて環境省が実施している仮設焼却施設の跡地を活用することとする。ここでは、木材の流通過程において発生する材木チップ、放射性物質の影響を受けている材木等やバーク（樹皮等）の利活用を積極的に行い、ふくしま森林再生事業などと連携した取り組みを行う。

## 5. 木質バイオマス施設の基本方針

東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が生じ、福島県内では、従来、燃料チップ・堆肥・敷材として流通・利用されていたバーク（樹皮等）の利用が停滞している他、村内をはじめとする被災12市町村においては間伐材についても状況は同様であり、間伐後、林地に残される材が多い。バークは福島県内で年間約10万トン発生しており、林地残材等を併せてこれらを有効活用することが重要である。当該事業は、新エネルギー関連産業振興・農林業活性化事業の一環として、福島再生加速化交付金を活用し木質バイオマス発電施設を整備することにより、地域の資源を活用した新しいまちづくりを推進するとともに、農林業の活性化や雇用の確保等を図ることとする。

## 6. 採択の要件

- (1) 飯舘村蕨平地区で実施された、環境省仮設減容化施設跡地を計画地とすること（当該施設は令和3年度末までに解体撤去予定。）。
- (2) 飯舘村の林業のみならず福島県全域を含む、林業、森林再生、温暖化対策の課題解消に寄与するバイオマス発電計画とすること。
- (3) 未来志向型農業体系については、発電施設から発生する熱利用など幅広く計画すること。農業体系は構想的な計画でよい。
- (4) 主要な燃料をバーク（有価物利用）とするほか、未利用間伐材等の地域材を活用し、持続的かつ安定的にエネルギーを利用又は供給するプラント仕様を含む計画とすること。
- (5) 既存施設の解体終了後、速やかに着手できる工程とし、施設の規模、性能等は、バークや未利用間伐材等の収集範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

- (6) 応募者は、本件事業を遂行することができる事業実施会社を構成員とするグループ、もしくは本件事業を遂行することができる事業実施会社が構成員として出資者となる SPC のいずれかの形態で応募すること。
- (7) 当該事業は、福島再生加速化交付金を利用することから、事業実施会社は採択された後に、事業実施に向けた独自の調査報告書を提出し、事業の妥当性、継続性について、飯舘村に報告すること。
- ※ 調査報告書により事業実施が困難であるとの結論が得られ、同交付金の申請が行われない場合には、採択された事業者による提案は無効とする。その場合において、事業者へのペナルティは発生しない。
- (8) 次の①～③に掲げる項目についてあらかじめ調査を実施し、長期間にわたって計画している事業内容が適切であることが明らかにされていること。
- ① 事業の継続性及び収益性。
- ② 発電燃料とするバーク、未利用間伐材等の地域材及びその他の燃料について種類ごとの使用量及び調達方法。
- ③ 放射性物質の付着した樹皮、キノコ原木等を取り扱う場合は、燃料及び焼却灰の取扱方法、安全な処理対策並びに発電施設周辺への環境影響。
- ※ 福島再生加速化交付金（帰還環境整備）交付要綱（農林水産省）の別添 6-1「木質バイオマス施設等緊急整備事業のうち木質バイオマス関連施設整備事業に係る取扱い」に準ずる。

## 7. 応募者の要件

応募者は、次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から提案書の提出期限の日までに、飯舘村から、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) バーク等を活用した世界的にも稀な特殊性に配慮し、提案者にはプラントメーカーとの協力関係を確立した上での応募することとし、プラントメーカー自体が応募者（事業者）になることも妨げない。
- (5) 次の①及び②の要件を満たす放射線管理責任者を配置（候補者）していること。なお、配置予定の放射線管理責任者について、直接的かつ恒常的な雇用関係は必要としない。なお、A)～F)の条件は全てを満足しなくてもよい。

① 第1種放射線取扱主任者免状若しくは第2種放射線取扱主任者免状を有する者又は次に掲げる専門教育機関等の講習を受けた者

- A) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う放射線防護コース（旧放射線防護基礎コース、旧放射線防護基礎課程）、放射線安全管理コース（旧ラジオアイソトープコース）、旧放射線管理コース、旧R I・放射線初級コース、旧R I・放射線上級コース
- B) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構量子医学・医療部門放射線医学総合研究所が行う旧放射線防護課程、旧放射線影響・防護応用課程、旧放射線影響・防護基礎課程、旧ライフサイエンス課程
- C) 日本原子力発電株式会社が行う原子力発電所の旧放射線管理員養成コース
- D) 公益財団法人放射線計測協会が行う放射線管理入門講座、放射線管理計測講座
- E) 原子力企業協議会が行う旧放射線管理員養成講習
- F) 厚生労働省委託「原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導事業」における旧管理者教育

② 放射線管理の実務経験が1年以上の者

- (6) 事業実施会社の構成員に令和01・02・03（平成31・32・33）年度に有効な資格審査結果通知（建設工事）「土木工事、建築工事、自然環境共生工事、電気設備工事、機械設備工事、舗装工事、水環境処理工事、展示・内装仕上工事」において、原則として、申請書の提出期限までに、「A」、「B」若しくは「C」の等級に格付されている者が含まれるグループ又は上記等級に格付されている者が出資しているSPCのいずれかの形態であることが望ましい。
- (7) 当該事業の遂行に足る技術的能力、財務的基礎を有すること。なお、会社更生法に基づき更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者ではないこと。
- (8) 当該事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び能力を有すること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。

## 8. 応募方法

当該事業の募集に応募する者は、申請書（様式1～4）、配置予定技術者の能力（様式5）及び添付資料を、次に従い提出すること。

- (1) 提出期限

令和2年7月15日（水曜日）16：00（持込提出可）

(2) 提出場所

〒960-1892 福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢 580 番地 1

飯舘村産業振興課農政第二係

電話番号（直通）0244-42-1625 FAX 0244-42-1600

提出方法：持込提出または郵送に限る（提出期限に必着するものとし、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）とし、封筒の表の左下に「公募書類在中」と記入すること。

(3) 提出物

申請書一式の紙媒体を20部、電子媒体（CD-R 又は DVD-R に Microsoft Office 対応ソフトで保存したもの）を1部。

## 9. プロポーザル提案書の提出内容

- (1) プロポーザル参加申込書等 様式1～4号
- (2) 配置予定技術者の能力提案書 様式5号。
- (3) その他として下記を提出すること。様式自由。
  - ① 企画提案書（事業計画書）
  - ② 工程表
  - ③ 事業に要する費用の算出に係る基礎資料
  - ④ 事業収支計画書
  - ⑤ 木質バイオマス利用計画書
  - ⑥ 経営診断書（SPC等を構成する構成員のものでよい）
  - ⑦ 未来志向型農業体系（概略計画案でよい）
- (4) 参加を辞退する場合は、辞退届（様式6号）を提出すること。

## 10. 手続きについて

(1) 質疑

- ① 質疑事項は質問書（様式7）を用い、事務局までメールにて提出する。  
事務局メールアドレス：nousei2@vill.iitate.fukushima.jp
- ② 質疑の提出は、令和2年6月22日（月）の午後5時までとする。
- ③ 質疑の回答は、令和2年6月25日（木）までにメールにて回答する。

(2) 審査委員会の実施

① 審査委員会の日程等

日時：令和2年7月21日（火曜日）を予定

場所：飯舘村役場2階会議室

ヒアリングの詳細日時・場所については、後日連絡いたします。

② 審査委員会の内容

審査委員会では、1社につき20分（説明10分・質疑10分）とし、この事業を担当する可能性のある技術者を含め3名までの出席により実施する。

説明用として、概略の資料A4版5枚程度、様式自由（紙面及びパワーポイント可）を作成してもよい。パワーポイントを用いて説明する場合は、事務局に連絡すること。

③ 審査委員会により求める内容は、プロポーザルの内容について追加説明及び審査員からの質疑とする。

## 11. 審査及び公募者の決定

審査委員会により、事業者を選定する。

## 12. 失格条件

提出された提案書が、次に掲げる条項の一つに該当する場合は失格となることがある。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書の作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) この要領に定める手続き以外の手法により、審査員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接に求めた場合。

## 13. 費用負担

プロポーザル提出（ヒアリング参加を含む）に要する費用は支払わない。

## 14. その他

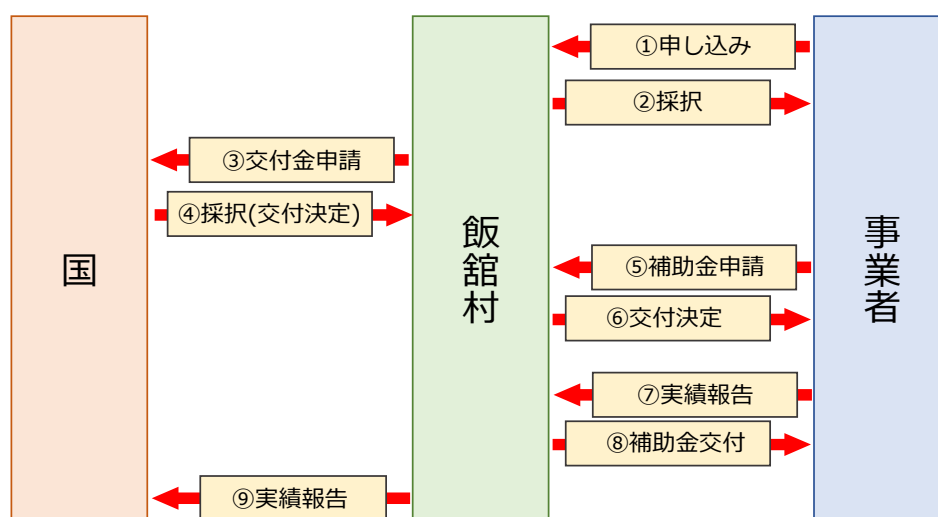
- (1) 提出された提案書は返却しない。
- (2) 提出された提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提出された書類は、選定及び特定を行う作業に必要な範囲において、事務局にて複製を作成する。
- (4) 飯舘村は、事業者選定後、選定された事業者の提出案に拘束を受けないものとする。

(5) 補助スキームは、国からの再生加速化交付金を財源として村に基金造成し、村から木質バイオマス発電施設等を整備する事業者へ補助金を交付する。

※ 飯舘村から事業者への補助金については、「飯舘村補助金等交付要綱」に基づき交付する。

※ 財源が国の再生加速化交付金であることから、交付金の採択がなされない場合には費用補助しない。

※ 交付金が採択されない場合において、事業者は当該事業においてのペナルティを負うことはない。



### 【補助対象経費】

木質バイオマス発電施設等整備に係る費用（補助率 3/4 以内）

※ 補助対象経費については、福島再生加速化交付金（帰還環境整備）交付要綱（農林水産省）の別添 6-1 「木質バイオマス施設等緊急整備事業のうち木質バイオマス関連施設整備事業に係る取扱い」に準ずる。